

産業構造審議会 知的財産政策部会 法制小委員会報告書

～要 旨～

平成 13 年 12 月
特 許 庁

本年 5 月から 10 月まで、産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会を 7 回開催し、ネットワーク社会における特許・商標制度のあり方について議論し、約 1 ヶ月間にわたり募集した一般からの意見も踏まえ、報告書をまとめた。その概要は以下のとおり。

第 1 章 IT 化を契機とした知的財産に係る制度整備

第 1 節 知的財産を巡る環境の変化

ブロードバンドの急速な普及に伴い、高度情報通信ネットワーク社会の形成が急速に進行。電子商取引等ネットワーク上の経済活動の発展を一層促進するため、IT 化の特性に対応した知的財産制度の整備が不可欠。

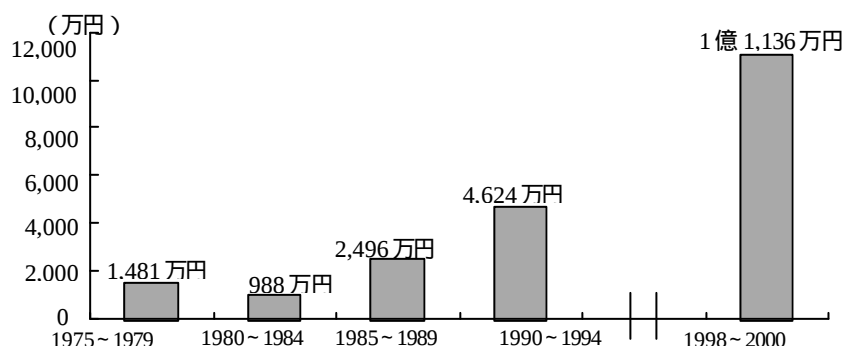
第 2 節 これまでの知的財産保護に向けた制度整備と今後の課題

1. これまでの制度改正

特許庁では、研究開発の成果を権利化し（権利の取得段階）、活用することにより（権利の活用段階）、投下した研究開発費用を回収し（権利の行使段階）、新たな知的創造につなげる「知的創造サイクル」の循環を促進すべく、一連の法改正を実施。こうしたいわゆるプロパテント政策（特許重視政策）の推進により、世界最高レベルの知的財産保護制度を実現。

過去の主要な特許・実用新案権侵害訴訟の平均賠償額の推移

1990 年～1994 年（平成 2 年～ 6 年）の我が国の平均認定額は約 4,624 万円に過ぎなかったが、1998 年～2000 年（平成 10 年～ 12 年）には、約 1 億 1,136 万円に達している。



資料：知的財産研究所「知的財産権侵害にかかる民事的救済の適正化に関する調査研究」（1996 年）
ただし、1998 年～2000 年の資料は、公開された特許・実用新案権侵害に係る判決を基に特許庁で独自に算出。

2．制度改正における基本的視点

IT化に対応するための制度整備を検討するに際しては、サイバースペースの特性を捉えた制度の整備、迅速・適確な審査、更なる国際調和の推進といった観点を基本として取り組むことが重要。

第2章 制度改正の具体的方向

第1節 ネットワーク社会における特許制度のあり方

1．ソフトウェア関連発明の拡大と発明の定義

ソフトウェアについては、「自然法則を利用した技術的思想の創作」という現行法の「発明の定義」に基づく弾力的運用により、特許法による保護対象を段階的に拡大しており、ビジネス方法を含むソフトウェア関連発明の特許適格性（発明の成立性）については、米国と同程度の高い保護を実現。今後もソフトウェア関連発明について積極的保護を進めるべき。^(注1)

「発明の定義」を削除し、特許法による保護対象をコンピュータやインターネットを用いない、いわゆる純粋ビジネス方法（営業やサービスの方法）等の技術性のないものまで拡大する具体的必要性は現時点では乏しく、一方、過度の独占を許容することは却って経済活動の発展の阻害要因となることから、慎重に対応すべきである。

ただし、経済社会の変化を踏まえた発明のより適切な定義規定の在り方については、今後の技術動向、世界知的所有権機関（WIPO）、等の国際的調和の議論にも留意しつつ、引き続き精力的に検討を行うべき。

2．ネットワーク流通の拡大と発明の実施

ソフトウェア自体（媒体に記録されていないもの）に対して特許法による「物の発明」^(注2)としての保護が及ぶことを明確化するとともに、特許権の及ぶ範囲にネットワーク上の流通行為（ダウンロード等）が含まれることを明確化するため、特許法の実施行為についての規定を改正することが必要。

3．間接侵害規定の強化

特許権侵害者に部品を供給するなどの侵害の予備的・幫助的行為を規制する間接侵害規定につき、特許権の一層の保護強化やソフトウェア関連発明の登場に伴う行為形態の変化について適切に対応するため、その適用範囲を拡充することが必要。

4．ネットワーク社会の拡大と複数主体による特許権侵害

特許法には共同行為についての明示の規定はないが、刑法上の共犯理論や民法上の共同不法行為の考え方と同様、複数の主体が一体となって特許権を侵害している場合に、

^(注1) ソフトウェアについては、表現部分には著作権の保護が及び、アイデア部分には特許法による保護が及ぶ。

^(注2) 特許法上、「物の発明」については、その物の生産、使用、譲渡、貸渡し、輸入等に特許権の効力が及ぶのに対し、「方法の発明」には、その方法の使用行為にしか特許権の効力が及ばない。そのため、「物の発明」であるか否かは特許権者にとって重要な問題となるが、従来、ソフトウェアが「物の発明」であるか否かは明確ではなかった。

全ての主体及び行為について差止及び損害賠償が請求できると考えられる。

ネットワーク社会の進展とともに、部品供給といった物のやり取りを伴わない特許権侵害が増加する可能性の高いことに鑑み、これらの行為も差止めうる米国特許法の積極的誘引(active inducement)規定を例に同様の規定を設けるべきとの見解がある。また、「業として要件」をはずし個人の行為も考え込んだ侵害行為も差止めるべきとの考えもあり、構成要件の具体化、類似型の整理などについて引き続き検討を継続すべき。

第2節 ネットワーク社会における商標制度のあり方

1. ネットワーク社会の進展と商品商標の変化

これまで商標法上の「商品」は有体物と解されてきたが、ダウンロード可能なプログラムや電子出版物等の新たなデジタルコンテンツの登場を踏まえ、商品商標(商品に付されるマーク)の「商品」にもこれらが含まれ、パソコン画面に表示される商標についても商標法に基づく保護を及ぼすことが適切。更に、商標が付された商品がネットワーク上で流通される行為(ダウンロード等)も商標法の保護が及ぶことを明確化するため、商品商標の使用についての規定を改正することが必要。

2. ネットワーク社会の進展とサービスマーク(役務商標)の変化

インターネット上のサービス活動の増大やウェブサイト上のサービスマークの使用形態の多様化に対応し、パソコン画面上に表示されるサービスマークに対しても、商標法による保護が及ぶことを明確にするため、サービスマークの使用について規定を改正することが必要。中長期的には、現行規定のように個別具体的行為に即してサービスマークの使用を定義する条文から包括的規定に全面的に改めることが望ましい。この点を踏まえ、技術革新、サービス形態の多様性に的確に対応しうる商標制度のあり方を引き続き検討すべき。

第3節 ネット上の特許・商標権侵害の仲介者責任の在り方

インターネット上で特許権・商標権を侵害する情報提供が行われた場合の仲介者(インターネット・サービス・プロバイダ)の責任については、今秋の臨時国会で成立した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」など、各方面における検討結果を踏まえた上で、さらに特許法・商標法等において対応すべき固有の問題点があるか否かについて引き続き検討することが求められる。

第4節 迅速・適確な審査の促進と利便性向上

1. 先行技術開示制度の導入

出願のより迅速かつ適確な審査を実現するため、出願人の有する先行技術文献の開示を制度化することが適当。その具体的な運用の在り方については、出願人の過度の負担となることがないように留意すべき。

2. 出願様式の国際調和

特許制度の国際調和と電子化の推進により出願人の負担を軽減する観点から、国内出願の様式をPCTに定める出願様式と整合させ、「特許請求の範囲」を「明細書」から独立した書類とする出願様式の変更を行うことが適当。

3. PCT出願における国内書面の提出期限の延長

PCT 同盟総会の結果を踏まえ、国際特許出願の国内移行期間を一律 30 か月に延長することが必要。また、特許制度の国際調和と出願人の負担軽減の観点から、PCT 外国語出願における翻訳文の提出について猶予期間を設けることが適当。これらの改正はユーザの便宜に資するよう可能な限り早期に施行されることが望ましい。

第3章 検討のまとめ

1. 直ちにに取り組むべき課題（法改正事項）[既述]

- (1) 発明の実施行為規定の改正
- (2) ソフトウェア関連発明の拡大と間接侵害
- (3) 商標の使用行為規定の改正
- (4) 先行技術開示制度の導入
- (5) 「特許請求の範囲」の「明細書」からの分離
- (6) PCT 出願における国内書面提出期間の延長

2. 今後取り組むべき課題

- (1) 発明の定義規定の在り方 [既述]
- (2) 複数主体による特許権侵害への対応 [既述]
- (3) 国境をまたがる事業活動への対応

国境を容易に越えて事業活動を行うことが可能なネットワーク社会においては、我が国の知的財産権侵害行為の全部又は一部が海外で実施され国内で被害が生じているような場合、そもそも日本の法律上違法と評価されるかという問題、また、国際裁判管轄、判決の承認・執行等の問題を解決していく必要がある。様々な国際会議、国際機関で検討が開始される中、我が国としても、基本的対応方針の具体化に早急に取り組むとともに、国際ルール形成等に積極的に貢献するべきである。

(4) 知的財産制度の国際調和の深化に向けた取組み

グローバルな事業活動の展開や知的財産権紛争により円滑に対応するためには、知的財産制度の一層の国際調和が求められている。各国の特許制度の本格的な制度調和を目指すとともに、商標制度についても、商標の定義などの基本的な問題、国際調和に適った制度の在り方について見直しを進めることが必要。また、IT 分野等で顕著な技術開発のスピードアップに対応しうる知的財産制度の新たな枠組みについても検討を進める必要がある。